# 第 24 回延岡市農業委員会会議録

(令和7年6月27日)

- 1. 開催日時 令和7年6月27日(金)午前9時30分から
- 2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
- 3. 出席委員 18 名

出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	甲斐壽德	2	佐藤純子	3	花畑志良一
4	片 伯 部 隆	5	菊 池 光 雄	6	小 西 吉 寿
7	中村みえ	8	須藤寛之	9	貫 藍
10	松下康廣	11	小 野 有 紗	12	遠 田 祐 星
13	髙橋利喜哉	14	緒 方 武 彦	15	牧 野 博 文
16	安 藤 重 德	17	甲斐 亜季	18	松田宗史
19					

- 4. 欠席委員 1 名
- 5. 出席 農地利用最適化推進委員 20 名

## 出席委員

-				
番号	氏 名	番号	氏 名	番号 氏名
1	甲斐孝	2	甲 斐 充 伸	3 久 富 喜 良
4	吉 田 嘉	5	松 田 純 二	6
7	佐 藤 隆 美	8	松田成歳	9
10	甲 斐 秀雄	11	横山博章	12 山 内 憲 次
13	岩 切 伸 行	14	甲斐正太郎	15 甲 斐 詳 三
16	甲斐一太郎	17		18 松 原 学
19	戸 髙 久 文	20	生 内 米 生	21 甲 斐 昭 浩
22	黒 田 五 司	23	岩 佐 美 基	

#### 6. 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第76号 農地法第3条 所有権の移転について

議案 第77号 農地法第5条の許可申請について

議案 第 78 号 非農地証明願について

議案 第79号 あっせん委員の指名について

報告 第80号 農地法第4条の届出について

報告 第81号 農地法第5条の届出について

報告 第82号 農地法第18条第6項の通知について

報告 第83号 農地法第3条の3第1項の届出について

協議 第39号 農用地利用集積等促進計画(案)について

その他

### 7. 農業委員会事務局等職員

役職	氏 名	役職	氏 名	役職	氏 名
局 長	太田康晶	局長補佐兼 農 地 係 長	佐藤友美	農政係長	久 世 美 保
		農 地 係 主任主事	清 田 則 生	農 政 係 総括主任	
北方産業建設課	河 野 泰 智	北浦産業建設課専門主事	木野宮雅敬	北川産業建設課 主事	甲斐健太

#### 8. 会議の概要

9:30 開会

事務局 | 定刻となりましたので、会長お願いいたします。

議長はさん、おはようございます。

それでは、ただ今から第 24 回 延岡市農業委員会総会を開催いたしま す。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願いいたします。

事務局はい。本日は委員総数19名中18名の出席でございます。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告いたします。

議 長 本日の議事録署名委員は、委員番号8番、須藤寛之委員と委員番号13 番、髙橋利喜哉委員のお二人にお願いしたいと思います。

本日の予定ですが、議案第 76 号 農地法第 3条 所有権の移転についてから、議案第 79 号 あっせん委員の指名についてまでの議案 4 件、報告案件 4 件、協議案件 1 件となっています。

議 長 それでは、議案第 76 号 農地法第 3 条 所有権の移転について提案いたします。

整理番号1番について、委員番号4番、片伯部隆委員より説明をお願いいたします。

片伯部委員 委員番号4番の片伯部です。整理番号1番についてご説明いたします。 農地の所在は出北6丁目、地目は田、面積は502 ㎡です。譲渡人は出北5

丁目在住の方で、譲受人は出北1丁目在住の方です。

6月23日に、譲受人と私と横山推進委員の3人で現地調査を行いました。この田は東西に長い普通の田んぼですが、真ん中辺りで上またぎのような格好になってまして、譲渡人が自己では管理できないような状態で、譲受人が長年にわたりこちらの田んぼを一緒に管理しているような状況でした。そういう事情で、譲渡人が耕作出来ないということで、今回譲渡人が譲受人に無償で譲渡したいとなり譲受人も承諾したという事案でございます。本人は、奥さんと息子さんと3人で営農しており、たまたま当日隣の田んぼの方がお見えになってて、地域との調和要件等も健全な状態であるとのお話をお伺いしました。目的は経営規模拡大です。皆様のご審

議をよろしくお願いいたします。

議 長

次に、整理番号2番について、委員番号6番、小西吉寿委員より説明を お願いいたします。

小西委員

委員番号6番の小西です。整理番号2番についてご説明いたします。農地の所在は北浦町古江の2筆、地目は田、面積は526 ㎡と490㎡の計1,016㎡です。譲渡人は児湯郡高鍋町在住の方で、譲受人は北浦町古江在住の方です。労力は2人、理由は経営規模拡大です。

6月24日に、私と松原学推進委員と譲受人の3人で現地調査を行いました。片方の農地は草が綺麗に刈られていて、もう片方の農地はサツマイモと茄子が植えられていました。地域との調和要件も何ら問題ありません。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

次に、整理番号3番について、委員番号 12番、遠田祐星委員より説明 をお願いいたします。

遠田委員

委員番号 12 番の遠田です。整理番号 3 番についてご説明いたします。 農地の所在は大野町、地目は田、面積は 1,000 ㎡です。譲渡人は川原崎町 在住の方、譲受人は大野町在住の方です。譲受人の経営状況は 68,010.40 ㎡、労力は 2 人、理由は贈与となっています。

6月 26 日に、私と松田純二推進委員と譲受人の3人で現地調査を行いました。この農地は元々譲受人が栽培をしておりまして、譲渡人の後継者がいないということで、今回相続という形で譲受人に渡すということになったそうです。トウモロコシを栽培しておりまして、今後も同じような形で管理していくということでした。地域との調和要件も何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

次に、整理番号4番について、委員番号 15 番、牧野博文委員より説明 をお願いいたします。

牧野委員

委員番号 15 番の牧野です。整理番号4番についてご説明いたします。 農地の所在は下三輪町、地目は畑、面積は408 ㎡です。譲渡人譲受人共に 下三輪町在住の方です。状況は20,195.11 ㎡で、理由は経営規模拡大となっております。

6月24日に、私と甲斐秀雄推進委員と譲受人の方3人で現地調査を行

いました。水稲が作付けされており、今後とも水稲を作付けされるとのことでした。譲渡人が高齢であり、是非とも購入していただきたいという旨で購入に至ったようであります。地域との調和要件も何ら問題ないと判断いたしましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

次に、整理番号5番について、委員番号 17 番、甲斐亜季委員より説明 をお願いいたします。

## 甲斐(亜) 委 員

委員番号 17 番の甲斐です。整理番号 5 番についてご説明いたします。 農地の所在は北浦町三川内の 3 筆、地目は田、面積は 787 ㎡と 224 ㎡と 245 ㎡の計 1,256 ㎡です。譲渡人譲受人共に北浦町三川内在住の方です。労力は 3 人で理由は経営規模拡大です。

6月22日に、私と戸髙久文推進委員と譲受人の3人で現地調査を行いました。田となっておりますが水はもう来ないので、一帯が畑として利用されている所で、今回の農地は長い間耕作されておらず竹藪となっていたそうですが、譲受人が重機を使って雑木林や木の根っこを掘って、綺麗に農地として整備しておりました。隣に譲受人の畑があって現在作物を作っていてこちらも綺麗に整備しましたので、一緒に野菜を作ったりして、二度と竹が生えることのないように管理していきたいということでした。地域との調和要件も何ら問題ありません。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

次に、判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。

事 務 局

はい。それでは事務局より判断根拠をご説明いたします。配布しています農地法第3条調査書の1ページから5ページをご覧下さい。調査書の農地法第3条第2項第1号から第5号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第6号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題ないとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。

議長

ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご 意見、ご質問はございませんか。

佐藤委員

はい。

議 長 佐藤委員。

佐藤 委員 委員番号2番の佐藤です。整理番号4番の案件なんですが、作付けが水 稲ということだったんですけど、地目が畑になってますが水路とかはある

のでしょうか。

牧野委員 地目は畑ですがずっと田んぼでした。地目だけが畑です。

佐藤委員わかりました。

議 長 他ございませんか。

委員 異議なし。

議 長 異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い

いたします。

委 員 (挙手)

議長しありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。

議長 続きまして、議案第77号 農地法第5条の許可申請について提案いた

します。この案件は県に進達する分です。

それでは、整理番号1番から整理番号3番について、委員番号3番、花畑志良一委員より説明をお願いいたします。

| 畑芯艮一安貝より説明をわ願いいたしよう。

花畑委員 委員番号3番の花畑です。整理番号1番2番3番についてご説明いたします。次のページの地図を見てもらうと分かるのですが、農地の所在は道

の駅よっちみろ屋から 100m程行った信号がある所の右側の田んぼになります。ここは以前からの農振を外す許可がやっと下りたので、今度転用ということになりました。購入者は地図車線の上のお寺さんです。何故ここ

にずーっと車を停めていましたところ、警察の指導により駐車場を見つけてくれということになりました。檀家の人達も高齢で長い距離を歩けない

がこういう事になったのかと言いますと、今まで檀家の人達がこの道沿い

からなるだけ近くがいいと、あちこち相談を受けながら至る所探していました。そしたら丁度ここが農振三角地になっていたので、ここなら何とか

ならないだろうかと話をしておりましたところ、県の許可が下りましてこ こを駐車場にするということになりました。

それで、地主さんとの交渉は既に済んでおり、代替地を希望される方には代替地も準備したりしているようです。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

次に、整理番号4番について、委員番号 11 番、小野有紗委員より説明 をお願いいたします。

小野委員

委員番号 11 番の小野です。整理番号4番についてご説明いたします。 農地の所在は北川町川内名の2筆、地目は畑で面積 610 ㎡と田で面積 281 ㎡、計 891 ㎡です。譲渡人は北川町川内名在住の方で、譲受人は稲葉崎町5 丁目在住の方で、親子関係になります。林業をされており、ここの場所を自宅と従業員の駐車場、あと重機や資材を置く場所にしたいということです。

6月24日に、私と甲斐昭浩推進委員と事務局、県の担当、譲受人で現 地調査を行いました。地図を見てもらうと隣も農地になっているんです が、その農地も両方長年に渡って耕作はされてなく、年に数回草を刈って 維持をしているような農地になります。よって、隣の営農についても支障 はないと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

次に、整理番号5番について、委員番号15番、牧野博文委員より説明 をお願いいたします。

牧野委員

委員番号 15 番の牧野です。整理番号 5 番についてご説明いたします。 農地の所在は小野町、地目は田、地積は 228 ㎡で、譲渡人は若葉町1丁目 在住の方で、譲受人は伊形町在住の方です。転用着手は今年の 8 月 10 日 から 11 月 30 日完成となっております。理由は一般住宅です。次のページ の地図を見てもらいますと、沖田橋から 100m程北側の所にあります。両 サイドは圃場整備の工事が始まっておりますが、その間の区画にあたりま す。この斜線部分の上の方が家庭菜園の田んぼとして使っていたようです が、この方が亡くなって、今回譲受人の方が建物とこの田んぼを取得して 家を新しく造り替えたいという姿勢であります。

6月24日に、私と甲斐秀雄推進委員と県の担当、事務局、譲受人のご夫婦とで現地調査を行いました。地域との調和要件も何ら問題ないと判断いたしました。

議 長

それでは、「農地区分」について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局

はい。農地区分につきましてご説明いたします。

整理番号1番から3番につきましては、国道218号線沿い、道の駅の北西に位置する農地となります。周辺には10ha以上の農振農用地の広がる生産性の高い第1種農地となります。隣接する寺が檀家の駐車場として活用したいとの事で申請に至ったものです。

本案件につきましては、1月28日開催の総会におきまして、協議第30号 延岡市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について協議したものです。県より令和7年6月10日付けで農振除外の用途変更許可が下りております。以上の事から業務上必要な施設として、集落接続の例外規定に該当することから立地基準に問題ないと判断いたしました。

また、一般基準につきましては、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断いたしました。

整理番号4番につきましては、国道・市道と北川に挟まれた狭隘な農地で周辺に一団の農地が見当たらないことや、総合支所、学校等が近隣に所在することなどから、現地確認の結果、生産性の低い第3種農地と判断しました。農地区分を第3種に変更願います。

今回、林業を営む申請者が自宅兼資材置場としたいとして申請に至った もので、日常生活及び業務上必要な施設として立地基準に問題ないと判断 いたしました。

また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断いたしました。

整理番号5番につきましては、沖田地区の 10ha 以上の農振農用地の中に在る第1種農地となります。隣地の宅地と一体的に庭として活用されていたものと思われますが、現状空家となっており、相続人が売却し購入者が一般住宅建築をしたいと転用申請に至ったものです。北方土々呂線に沿って民家が立ち並んでおり、宅地に挟まれている事から、集落接続の例外規定に該当し、日常生活上必要な施設として立地基準に問題ないと判断いたしました。

また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積も妥当であり、周 辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長| ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご

	T
	意見、ご質問はございませんか?
委員	異議なし。
議	異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達いたします。
議	続きまして、議案第78号 非農地証明願いについて提案いたします。 整理番号1番について、委員番号15番、牧野博文委員より説明をお願いいたします。
牧野委員	委員番号 15 番の牧野です。整理番号 1 番についてご説明いたします。 農地の所在は上三輪町、地目は田、地積は 1,190 ㎡です。 6月 24 日に、私と甲斐秀雄推進委員と酒井渡推進委員と申請人の 4 人で現地調査を行いました。申請人の方はもう 80 歳を超えておられ、40 年以上前に 2、3 年耕作したことがあると言われておりました。もう既に高齢になっており財産を処分したいということで、今回申請に至ったようです。写真を見て頂くと分かりますが、全面に葦が生えており、境界も分からないような状況でありました。もう 40 年以上耕作しておりませんので、農地としての使用は困難であると判断いたしましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご 意見、ご質問はございませんか?
委員	異議なし。
議	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い いたします。
委員	(挙手)
議	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。
議長	続きまして、議案第79号、農地あっせん委員の指名について提案いたします。申出の理由としましては、沖田町と片田町の農地計2筆の売却と

いうことになっております。

今回のあっせん委員の指名につきましては、事務局と協議した結果、委員番号 13 番、髙橋利喜哉委員と、山内憲次農地利用最適化推進委員を指名したいと思いますが、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い いたします。

委 員 (挙手)

議 長 ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 指名された委員の方はよろしくお願いいたします。

議 長 以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局より お願いいたします。

事務所 それでは、事務局より報告事項についてご説明いたします。

始めに、報告第80号、農地法第4条の届出についてでございます。この報告は自己所有農地の転用となっています。

議案書の 15 ページから 16 ページに記載しておりますが、5 件の届出があり、田 3 筆の 746 ㎡、畑 2 筆の 458 ㎡、計 1,204 ㎡の転用となっております。

次に、報告第81号、農地法第5条の届出についてご説明いたします。 この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。

議案書の 18 ページに記載しておりますが、4 件の届出があり、畑のみ 12 筆の 1,391 ㎡の転用となっております。

次に、報告第82号、農地法第18条第6項の通知についてご説明いたします。この報告は権利設定の合意解約分です。

議案書の 20 ページに記載しておりますが、1件の届出があり、田1筆のみの1,000 mの合意解約となっています。

次に、報告第83号、農地法第3条の3第1項の届出についてご説明いたします。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。

議案書の 22 ページから 26 ページをご覧ください。今回 11 件の届出が

あり、田が 68 筆の 30,908.61 ㎡、畑が 40 筆の 11,622 ㎡、計 108 筆の 42,530.61 ㎡となっています。

なお、内容につきましては議案書に記載したとおりですが、現況が農地 以外となっている土地につきましては不受理とし、文書等で指導していき たいと考えております。

議 長

ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問は ございませんか。

遠田委員

はい。

議 長

遠田委員。

遠田委員

一つお聞きしたいことがあります。農地が現況宅地になっていて追認申請して転用という形になった場合って、宅地と農地って税金が違うじゃないですか、で、その差額ごと請求されることってあるんですか。

事 務 局

現況課税になっているので、地目が田であろうが何であろうが現況主義で税金はかかります。ですから、逆に違反転用で駐車場などにしてて、指導して、更地にし農地に戻した場合などは、放っておくとずっとそのまま雑種地として課税されていくので、課税をきちんと見直して農地に戻すという申請を資産税課の方にするように指導はしています。

遠田委員

わかりました。ありがとうございました。

議

長 他ございませんか。

委

員

ありません。

議

長

ないようなので報告を終わります。

議 長

次に協議第39号 農用地利用集積等促進計画(案)について、事務局よりご説明をお願いいたします。

事 務 局

こちらは、農地中間管理権の設定分についての集積等促進計画(案)となります。

議案書の28ページからになります。整理番号1番から10番が下南方地区、整理番号11番から13番が東延岡地区、整理番号14番から24番が沖田地区、整理番号25番から27番が細見・小川地区、整理番号28番から29番が黒岩地区、整理番号30番から37番が北延岡地区、整理番号38番から45番が東海地区、整理番号46番から47番が三須・三輪地区、整理番号48番から54番が北川長井地区、整理番号55番から62番が北方曽木・久保山地区での促進計画となっております。

今回の促進計画では、32 ページの表下にあるとおり 28 人の出し手から 62 筆、48,005 ㎡の農地を個人 16 人と 5 法人に配分する計画となっております

以上で説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はご ざいませんか?

委員 ありません。

議 長 質問もないようですので、本件につきましては承認されたものといたします。

議 長 では、その他となっております。事務局より連絡事項についてお願いい たします。

事務局(事務局説明)

議 長 以上を持ちまして第 24 回、延岡市農業委員会総会のすべてを終了いたします。

会長 甲 斐 壽 德
8番 須藤寛之
13番 髙 橋 利 喜 哉